

「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」掲載申請書 (現状値・目標)

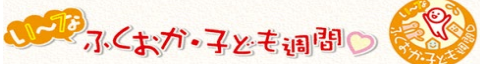
【記入にあたっての注意事項】

- ◆項目①～⑤については、申請年度の4月1日現在で回答してください。
- ◆項目⑥～⑨については、申請年度の前々年の4月1日から申請年度の5月末までの期間のうち特定の1年間における実績で回答してください。
 (例: 申請が2023年6月1日の場合、期間は2021年4月1日～2023年5月末までとなるため、2022年4月1日から2023年3月31日までの実績で回答)
- ◆項目⑩⑪については、申請日現在で回答してください。

企業・事業所名 株式会社 ○○○○	
業種	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> その他サービス業 <input type="checkbox"/> その他
労働者数	①常時雇用する労働者の数【注1】 (うち男女の数) ①=②+③ 32人 (男 29人・女 3人)
	②上記①のうち正規労働者数 (うち男女の数) 22人 (男 20人・女 2人)
	③上記①のうち非正規労働者数 (うち男女の数) 10人 (男 9人・女 1人)
管理職	④上記①のうち管理職数【注2】 (うち男女の数) 6人 (男 5人・女 1人)
	⑤上記④管理職の男女の割合【注3】 ※小数第2位を四捨五入 男: 83.3%・女: 16.7%
勤務条件	⑥労働者の一月当たりの平均残業時間 ※小数第2位を四捨五入【注4】 12.4時間
	⑦有給休暇取得率【注5】 ※小数第2位を四捨五入 45.7%
	⑧育児休業取得者数 ※対象者がいない場合は、「-」と記入してください。 男: 0人・女: 1人
	⑨男女別の育児休業取得率【注6】 ※少数第2位を四捨五入 男: 0%・女: 100.0%
目標	⑩女性登用にに関する目標・内容 (主な数値目標や取組内容等を自由に記載) ※計画を策定・公表している場合は、URLも記入してください。 ・女性の採用を5割に増やし、全ての管理職を対象に研修を実施し、管理職の意識改革に取り組みます。 ・2024年までに有給休暇取得率を60%以上にします。
賛同	⑪「い～な」ふくおか・子ども週間♡ の賛同登録【注7】 登録済み ・ 未登録
認定等	<input checked="" type="checkbox"/> えるぼし・プラチナえるぼし <input type="checkbox"/> くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん <input type="checkbox"/> くるみんプラス・プラチナくるみんプラス・トライくるみんプラス <input type="checkbox"/> 新・ダイバーシティ経営企業100選 <input type="checkbox"/> 福岡県男女共同参画表彰 <input type="checkbox"/> ふくおか「働き方改革」推進会議

※【注1】～【注7】の記入につきましては裏面【記入にあたっての注意事項】をご参照願います。

【記入にあたっての注意事項】

<p>【注1】</p>	<p>常時雇用する労働者の数</p> <p>正社員だけでなく、パート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の要件に該当する労働者も含む。</p> <p>①期間の定めなく雇用されている者</p> <p>②一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について、引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者。</p> <p><参考>「正社員」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）第2条の「通常の労働者」をいう。「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金形態等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案して判断する。「非正社員」とは、正社員以外のものを言う。</p>
<p>【注2】</p>	<p>常時雇用する労働者のうち、管理職数</p> <p>「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計</p> <p><参考>「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で通常、「課長」と呼ばれているものであって、2係以上の組織からなり、若しくはその構成員が10人以上（課長含む）の長 ・同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）
<p>【注3】</p>	<p>管理職の男女の割合の計算方法</p> <p>④の管理職数（男女あわせた総数）に対する男女それぞれの割合</p>
<p>【注4】</p>	<p>労働者の一月当たりの平均残業時間の計算方法</p> <p>「1年間の対象労働者の（法定時間外労働+法定休日労働）の総時間数の合計」÷12（ヶ月）÷「対象労働者数」</p> <p>上記により難しい場合は</p> <p>[「1年間の対象労働者の総労働時間数の合計」－「1年間の法定労働時間の合計」★]÷12（ヶ月）÷「対象労働者数」</p> <p>※上記★「1年間の法定労働時間の合計」＝（40×1年間の日数÷7）×対象労働者数</p> <p><参考>対象労働者：A、B、Cを除く。</p> <p>A 事業場外みなし労働時間制の適用を受ける労働者（労働基準法第38条の2）、管理監督者等（労働基準法第41条）</p> <p>B パートタイム労働者（パートタイム・有期雇用労働法第2条の短時間労働者）</p> <p>C 専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者（労働基準法第38条の3）、企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者（労働基準法第38条の4）</p>
<p>【注5】</p>	<p>有給休暇取得率の計算方法</p> <p>「算定期間中の取得日数総計」÷「算定期間中の付与日数総計」×100（%）</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定期間中の付与日数には繰越分は含まない。 ・年次有給休暇の付与日数等については下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。 厚生労働省・有給休暇ハンドブック (http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/040324-17.html) ・対象労働者は、上記【注4】に同じ
<p>【注6】</p>	<p>男女別の育児休業取得率の計算方法</p> <p>「育児休業を取得した男性（もしくは女性）労働者数」÷「配偶者が出産した男性労働者（もしくは出産した女性労働者）」×100（%）</p>
<p>【注7】</p>	<p>“「い～な」ふくおか・子ども週間”への登録の有無</p> <p>内容詳細及び登録方法については、福岡市ホームページをご参照ください。</p> <p>https://ssl.city.fukuoka.lg.jp/i-na-kodomo-shuukan/</p> <p></p>